

事 務 連 絡
令和4年2月16日

日本内航海運組合総連合会
(一社) 日本旅客船協会
(一社) 日本船主協会 御中

国土交通省海事局船員政策課

船員への新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種について（周知）

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、船員特有の勤務の状況等を踏まえ、船員に対するワクチン接種の円滑化を図るため、令和3年9月6日付けで国土交通省と厚生労働省の連名の事務連絡が自治体の衛生主管(部)に発出され、「船員が寄港地等で接種を受ける場合について、住民票所在地以外における接種を認めるとともに、住所地外接種に関する事前の市町村への届出を省略できる」ものとされたところです。

この取扱いについては、追加接種（3回目接種）においても同様とされておりますので、お知らせ致します。（別紙「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（6.1版）」（抜粋）参照）

つきましては、本件について、貴連合会・協会の傘下事業者に対する速やかな周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

また、昨年来、船員へのワクチン接種の円滑化に配慮いただいている自治体のリストについて、貴連合会・協会のホームページにおいて周知いただいているところですが、こちらの活用につきましても引き続き積極的な周知をお願い致します。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き (6.1 版)」(抄)

第4章 市町村に対する申請

4 (1) やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種

イ やむを得ない事情があり、住民票所在地以外において接種を受ける者

やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる者(以下「住所地外接種者」という。)は以下のとおり。

- ・ 船員が寄港地等で接種を受ける場合

ウ 住所地外接種届出済証の交付

(エ) 市町村への届出を省略することができる場合

住所地外接種者のうち、やむを得ない事情により自治体への申請が困難である者も一定数いることが考えられる。このため、当該住所地外接種者について、接種を受ける際に医師に申告を行う事等により、申請を省略することとする。

市町村への届出を省略することができる具体的な者は以下のとおり。

- ・ 船員が寄港地等で接種を受ける場合

※船員については、乗船スケジュール等により、1回目と2回目で同じ接種会場で接種することが難しい場合もあることから、例えば、2回目の接種のみを希望する場合等にも予約可能とするなど、円滑な接種ができるように配慮すること。

第5章 追加接種

3 追加接種の流れ

(4) 市町村に対する申請

ア やむを得ない理由がある場合の住所地以外での接種

住民票所在地以外で接種を受けることができる場合及びその場合の対応については、追加接種も同様であることから、第4章4(1)を参照すること。